

安全データシート (SDS)

作成日 1995年5月17日

改定 7 2015年8月1日

1 製品及び会社情報

製品名	ロードマーキング 白
会社名	新富士バーナー株式会社
・住所	〒441-0314 愛知県豊川市御津町御幸浜1号地1-3
・担当部門	資材部
・電話番号	0533-75-5000
・緊急連絡先	上記
・FAX番号	0533-75-5033

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性	分類基準に該当しない	
人の健康に対する有害な影響	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（吸入・粉じん、ミスト）	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分3
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2 B
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分外
環境に対する有害性	水生環境慢性有害性	区分4

絵表示又はシンボル		—	—	—
-----------	---	---	---	---

注意喚起	警告
注意書き	<p>【安全対策】 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱後はよく手を洗うこと。 環境への放出を避けること。</p> <p>【救急処置】 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。</p> <p>【保管】 容器を密閉して換気の良いところで施錠して保管すること。</p> <p>【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者へ業務委託すること。</p>

3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	溶着タイプ貼付けシート

成分名	含有量 (%)	CAS番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
炭酸カルシウム	非公開	471-34-1	1-122
ソーダ石灰ガラス	非公開	65997-17-3	-
二酸化チタン	1~10%	13463-67-7	1-558
ロジンエステル	非公開	-	-
エチレン・酢酸ビニル共重合体	非公開	24937-78-8	-

4 応急処置

吸入した場合	被害者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。鼻や喉にかゆみや痛みなどがある場合、気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸又はシャワーで洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。 加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する処置を行うこと。
目に入った場合	こすらずに、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	皮膚、眼の発赤
応急処置をする者の保護	特になし
医師に対する特別注意事項	特になし

5 火災時の措置

消火剤	注水、水噴霧、炭酸ガス、ABC粉末消火器、泡消火器、防火砂等
使ってはならない消火剤	特になし
火災時の特定危険有害性	粉塵の発生
特定の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているは、移さない。
消火を行なう者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や粉塵やヒュームの吸入を避ける。 低地から離れる。 適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
回収、中和	漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止） 床面に残るとすべる危険性がある為、こまめに処理する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
・ 技術的対策	「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
・ 局所排気、全体換気	「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
・ 安全取扱い注意事項	適正温度以上で長時間溶解すると発火して火災の原因の恐れがある。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼との接触を避けること。 粉塵、ヒュームを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域のみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
・ 接触回避	「安定性及び反応性」を参照。
保管	
・ 技術的対策	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
・ 混触禁止物質	「安定性及び反応性」を参照。
・ 保管条件	屋根付き倉庫に施錠して保管貯蔵する。 高温多湿状態での保管貯蔵は避ける。 湿った床に直接置かない。 熱、火花、裸火の様な着火源から離して保管すること。

8 暴露防止及び保護措置

許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
炭酸カルシウム	—	吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	吸入性粉塵 4mg/m ³ 総粉塵 10mg/m ³
ソーダ石灰ガラス	3.0mg/m ³	吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	吸入性粉塵 4mg/m ³ 総粉塵 10mg/m ³
二酸化チタン	—	吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	TLV-TWA 10mg/m ³

保護具	
・ 手の保護具	適当な手袋（ゴム手袋、ビニール手袋）を着用すること。
・ 目の保護具	眼の保護具（ゴーグル型又はサイドシールド型保護眼鏡）を着用すること。
・ 皮膚及び身体の保護具	適当な保護衣（一般作業衣）を着用すること。
適切な衛生対策	取扱後は、よく手を洗うこと。

9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・形状	シート状
・色	白色
・臭い	溶解時臭気有り
・pH	該当しない
物理学的状态が变化する特定の温度/温度範囲	
・融点、凝固点	該当しない
・沸点、初留点及び沸騰範囲	該当しない
・引火点	230°C以上
・蒸気圧	該当しない
・蒸気密度	該当しない
・比重（密度）	1.9~2.1 g/cm ³
・溶解度	該当しない
・n-オクタノール/水分配係数	該当しない
・自然発火温度	360°C以上
・分解温度	該当しない
・臭いの閾値	微臭
・蒸発速度	該当しない
・燃焼性（固体、ガス）	該当しない
・その他のデータ	特になし

10 安定性及び反応性

安定性	通常取扱条件においては安定である。
危険有害反応可能性	金属粉末と激しく反応
混触危険物質	アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、亜鉛、アルカリ金属の粉末、酸化剤
危険有害な分解生成物	分解時可燃性、有害性ガスを発生させる場合がある。

11 有害性情報

急性毒性	二酸化チタン	12,000mg/k g	経口ラット (LD50)
	二酸化チタン	10,000mg/k g	経皮 ^{*)} (LD50)
	二酸化チタン	250mg/m ³ /6h r /2year	吸入 (粉塵) ラット (LC50)
皮膚腐食性・刺激性	二酸化チタン：ウサギを用いた試験で皮膚刺激性が殆ど認められないとの記述あり。人によっては弱い刺激性がある。		
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	二酸化チタン：ウサギを用いた試験で刺激性あり(mild)。		
呼吸器感受性又は皮膚感受性	二酸化チタン：粉塵濃度が高い場合は呼吸器系を刺激することがある。		
生殖細胞変異原性	二酸化チタン：マウスの小核試験で陰性、及びマウスの染色体異常試験で陰性の記載がある。		
発がん性	二酸化チタン：発がん性を等級づけることはできないため「分類できない」とした。		
生殖毒性	二酸化チタン：情報なし		
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	二酸化チタン：ラットの経口投与による致死量が20000mg/k g以上あり人での1ポンド摂取により有害性を示すことが無いなどから経口は、区分外に該当する。しかし他経路でのデータが不十分なため「分類できない」とした。		
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	二酸化チタン：ラット及びマウスの試験においてガイダンス値上限を超える250000ppmの用量で暴露に起因する影響が無いことから経口投与で区分外に該当する。		
吸引性呼吸器有害性	二酸化チタン：情報なし		

12 環境影響情報

生態毒性	酸化チタン：情報なし
残留性・分解性	酸化チタン：分解性のデータなし
生態蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>大量の場合、大きな塊等は粉碎して15cm以下の大きさにしてから埋め立てるか、あるいはアフターバーナー及びスクラパー (アルカリ洗浄液) 等の排気設備を備えた焼却設備にて焼却した後、埋め立て処理する。</p> <p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化および中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p> <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p>
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>

14 輸送上の注意

国内規則	<p>国連分類：なし 国連番号：なし</p> <p><陸上輸送> 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。</p> <p><海上輸送> 船舶安全法の定めるところに従うこと。</p> <p><航空輸送> 航空法の定めるところに従うこと。</p>
追加の規則	
特別安全対策	<p>車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書（イエローカード）を渡す。</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。</p> <p>バラ積みをする場合は、荷崩れを防ぐ為、出来るだけ低く段積みして、固定する等の処置をとる。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>重量物を上積みしない。水濡れ厳禁。</p>

15 適用法令

労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称等を通知すべき有害物 （第57条の2 通知対象物質：二酸化チタン 政令番号 第191号） ・ 粉じん障害予防規則(二酸化チタンとして)
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第62条 年少者の就業制限

16 その他の情報

引用文献	<p>日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」</p> <p>NITE化学物質総合情報システム</p> <p>原材料SDS</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。 2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。 3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。 4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。 5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。